

## 仕 様 書

- 1 総則  
本仕様書は、第七管区海上保安本部(以下「当本部」という。)が調達する  
工事材料品について適用する。
- 2 件名  
ウォータージェットJ1整備用部品(90SⅡ)ほか2点買入れ
- 3 品名及び数量等  
内訳書のとおり
- 4 仕様  
内訳書のとおり
- 5 検査  
納入に当たっては、納入場所検査職員の検査を受けること。
- 6 納入場所
  - (1)内訳番号1  
対馬海上保安部 管理課  
〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里341-42  
電話番号:0920-52-0640
  - (2)内訳番号2 やえぐも分  
唐津海上保安部 管理課  
〒847-0861 佐賀県 唐津市 二夕子 3-214-6  
電話番号:0955-74-4323
  - (3)内訳番号2 はやぐも、あきぐも分  
比田勝海上保安署  
〒817-1701 長崎県 対馬市 上対馬町 比田勝 1000-23  
電話番号:0920-86-2113
  - (4)内訳番号3 はぎなみ分  
萩海上保安署  
〒758-0011 山口県萩市椿東5607-7  
電話番号:0838-22-4999
- 7 納入期限  
令和8年7月31日
- 8 その他
  - (1)本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当本部担当  
職員と協議し、その指示に従うこと。
  - (2)納入物品は、中古品、リサイクル品でないこと。
  - (3)納入完了後に検査職員の検査を受け、検査合格後請求書を送付すること。
  - (4)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)にお  
いて、特定調達物品に該当するものに関しては、基準に適合したものを納入す  
ること。
  - (5)IT調達審査の候補となる機器については、予め機器リストを提出し、当本  
部がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、  
代替品選定やリスク低減対策等、当本部と迅速かつ密接に連携し提案の見直し  
を図ること。
  - (6)契約後に納入する物品が廃番等により納入できなくなり代替品を納入する場  
合は、納入前に船舶技術部管理課長へ代替品が同等品であることを証明する資  
料を添えて申し出、承認を得ること。同承認をもって、支出負担行為担当官の  
承認を得たものとする。なお、代替品への変更により、契約金額の変更が必要  
な場合は、(標準)契約書に基づき協議するものとする。
  - (7)物品の納入は当本部担当職員が指示する時期に行うこととし、また納入に  
あたっては事前に納入場所担当職員に連絡し調整を図ること。

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1	ウォータージェットJ1整備用部品	90S II 用	式	1	あさじ(官給品)
	一式内訳				
1-1	作動油フィルター	F083048	個	4	
1-2	潤滑油フィルター	K193685	個	2	
1-3	保護亜鉛	F067418	個	12	
1-4	保護亜鉛	RRM000260003	個	6	
1-5	保護亜鉛	F067425	個	8	
2	ウォータージェットJ1整備用部品	71S II 用	式	3	やえぐも1(官給品)はやぐも1(官給品)あきぐも1(官給品)
	一式内訳				
2-1	作動油フィルター	F074088	個	2	
2-2	潤滑油フィルター	K193685	個	2	
2-3	保護亜鉛	F067418	個	12	
2-4	保護亜鉛	F067416	個	4	
3	ウォータージェットJ1整備用部品	71S II 用	式	1	はぎなみ(官給品)
	一式内訳				
3-1	作動油フィルター	F074088	個	2	
3-2	潤滑油フィルター	K193685	個	2	
3-3	保護亜鉛	F067418	個	12	
3-4	保護亜鉛	F067416	個	4	
3-5	保護亜鉛	F067411	個	8	